

■日割り計算の算定例**例1)**

要支援2のAさんが、指定介護予防特定施設を平成21年1月11日に退所し、1月12日以降介護予防訪問介護I(週1回程度)のサービスを利用した場合

*介護予防訪問介護事業所は、41単位(予防訪問介護I・日割合成単位数、サービスコード612111)×20日(31日－11日)=820単位を算定します。

例2)

要支援2のBさんが、平成21年2月に介護予防通所介護サービスを利用し、2月12日から2月15日(3泊4日)までの間、介護予防短期入所生活介護サービスを4日利用した場合

*介護予防通所介護事業所は、143単位(予防通所介護2・日割合成単位数、サービスコード651122)×24日(28日－4日)=3,432単位を算定します。

*加算(月額)部分に対する日割り算定は行いません。